

# 社会福祉施設長の資格要件に関する報告

昭和59年5月15日

全国社会福祉協議会総合企画委員会  
社会福祉施設長資格検討小委員会

## ・社会福祉と施設長

(1) わが国の社会福祉施設は、近年急速に整備され、昭和57年10月1日現在、44,586施設に達し、施設入所者定員数2,587,504名、従事者数533,418名（医療保護施設を含まず）となっている。また、この福祉施設運営に要する経費も国庫予算だけで8千億円を超える規模に達しており、わが国の社会福祉事業全体の中でも、まさに基幹部門としての大きな位置を占めるに至っている。

さらに、高齢化社会の進行と国民生活の変化に即応して今後の地域福祉・在宅福祉サービスの充実、強化を考えていく上でも、福祉施設が専門機関としてその中核となっていくことや機能の拡大が求められていることはいうまでもない。

(2) 福祉施設の位置づけと、「施設整備中心の時代」から「施設の専門化と機能拡大が求められる時代」への転換を十分に認識すれば、当面する施設運営の責任者である福祉施設長の役割が、極めて重大なものであることは論をまたないところである。

福祉施設長は、福祉施設に入所（利用）する者の生活と人権を擁護し、その保護者（家庭）や地域に潜在する人々のニーズに積極的に対応していく処遇管理者としての任務、施設職員集団を指導する人事・労務管理者としての任務、福祉施設の財務管理者としての任務、地域福祉とのかかわりで地域社会における社会福祉運営の管理者の一員としての任務等、極めて重

要な役割を担っている。

(3) このような諸任務を遂行し、かつ公共的施設としての社会的信頼も保持していくためには、社会福祉施設長が、その任にふさわしい社会福祉施設運営に関する理念と専門的知識・経験、管理能力及び社会的信頼を得ることのできる人格識見などを要求されることは、当然のことといわなければならない。

## ・社会福祉施設長資格要件の現状と問題点

(1) 現在の社会福祉施設長の資格要件は、表1に記載のとおり各施設種別ごとに区々にわたっており、その施設長資格要件を分類すると、14種類に分けることができる。

これらにほぼ共通している要件は、社会福祉主事、医師等の一定の資格を有するか、社会福祉事業経験2年または5年以上を有するか、もしくは・と同等以上の能力（学識経験）を有すると認められる者という抽象規定、のいずれかの規程に該当すればよいことになっている。

(2) 社会福祉主事任用資格は、各施設長の共通的な基礎資格として位置づけられている。しかし、この社会福祉主事についても、厚生大臣の指定する32科目中3科目を履修していれば「任用資格」を有することになり（昭25・8・29厚生省告示第226号）、殆んどの大学卒業者がこれに該当する。従って、社会福祉の専門科目を履修していなくても施設長となることができる制度となっている。

(3) 社会福祉主事任用資格以外にも、種々の専門

的資格が要件に入っていることが多い。これらについても個々の資格の中に「必要な学識経験を有する」ことで認められているもの（各種福祉司等）や、「経験年数」・「学識を有する」ことで認められる職種（資格）もある（児童指導員、生活指導員等）。

(4) 以上の三点は、今日社会福祉施設運営の質的向上をはかる上で、大きな阻害要因となっている。

昭和53年度、厚生省は、上記(1) - の社会福祉事業経験を満たしていない者、(1) - の学識経験を有するとみなされる者、を対象に、「施設長資格認定講習課程」を全社協社会福祉研修センターに委託・実施し（昭53.2.20社庶第13号社会・児童家庭局長通知）、施設長の専門教育を強化しているところであるが、これについても未受講者が多数おり、かつ保育所等利用施設関係が除外されているなど、問題を残している。

こうした情況に鑑みて、この際各分野の福祉施設長の資格要件を横断的に検討し見直す必要があることを認識したうえで以下のことを提案する。

#### ・社会福祉施設長の資格要件設定の前提

(1) 本委員会の研究過程で基本とした考え方は、今後新たに福祉施設の長となる者に対しては、「一定の専門教育に基づく基礎資格」、「社会福祉事業経験」、「施設の長となるための認定講習」の三条件を全ての者に要請することであった。

その際、問題となったことの一つは、基礎資格としての社会福祉主事任用資格のうち一般大学卒業者のいわゆる「三科目主事」の位置づけである。これについて厚生省では、昭和56年3月2日付社会局長通知「社会福祉主事の資格に関する科目指定の告示の一部改正について」において、大学卒の社会福祉主事に対する現任訓練の強化についての一項目を設け「社会福祉主事の資質向上のため、……大学等において指定科目を修めて卒業し、任用された社会福祉主事のうち、社会福祉専門科目を履修していない者については、社会福祉主事資格認定講習会において必要な科目を履修させるなど、その研修訓練について十分に配慮されたい」と、いわゆる

「三科目主事」に対する指導方針を示している。

従って、本委員会においても、この指導方針に沿って、少なくとも「三科目主事」資格に基づく社会福祉施設の長については、その職務の重要性からできる限り各都道府県・指定都市において実施されている社会福祉主事の認定講習会あるいは全社協社会福祉研修センターの社会福祉主事通信課程の受講を促進することにより専門科目の履修をめざすこととした。

また、それによっても履修できなかった者は、本報告により提案している「施設長資格認定講習課程（仮称）」の際に社会福祉基礎科目の履修を付加することとした。

当面、「三科目主事」の位置づけについては、以上のような方向としたが、このあり方については、その存廃を含め社会福祉従事者全体の専門職制度との関連で基本的な検討がされるべきであることを付言しておく。

(2) さらに社会福祉主事任用資格以外の社会福祉従事者に対する他の専門的資格要件についても、各々の専門養成課程を終えること以外に「経験年数のみ」や「同等程度の学識を有する」ことで同等の資格を有するとみなす規定が少なからず付加されている（例えば、各種福祉司、児童指導員、生活指導員等）。これらの専門的資格要件の扱いについても、専門職制度との関連で検討すべき課題として残されたが、本委員会では当面の取扱いについては前記の社会福祉主事任用資格と同様、できる限り専門養成課程を経ることが望ましく、施設長資格要件としては「施設長資格認定講習課程（仮称）」の際に社会福祉基礎科目の履修を付加することとした。

#### ・新たな社会福祉施設長の資格要件について （提案）

社会福祉施設長の資格要件については、基本的には、社会福祉従事者全体の専門職制度確立の中で位置づけられるべきである。しかし、施設運営に直接の責任を持つ施設長の資質向上が急がれる今日、その資格要件を当面、以下のように改正することを提案する。

##### 1. 施設長の資格要件

施設長となるものは、下記要件のいずれをも満

社会福祉施設長の資格要件に関する報告

たすこととする。

(基礎資格)

各施設種別毎に定める社会福祉主事任用資格、又は別に定める資格を有している者であること。

(経験年数)

社会福祉事業に5年以上従事している者であること。

(認定講習)

新たに厚生大臣が指定する「社会福祉施設長資格認定講習課程(仮称)」を修了している者であること。

2. 施設種別別資格要件の設定

上記1にそって、各施設の特性に応じて種類別に施設長の資格要件を基礎資格により整理すると、表2のようになる。

すなわち、Aに該当する施設は社会福祉主事任用資格を基礎とし、Bに該当する施設は現行が医療施設であることを勘案して医師を基礎にした。

また、Cに該当する施設は、社会福祉主事任用資格もしくは、他の資格をもって基礎資格とするものである。

表1 現行施設長資格要件

	適用施設	施設長の資格要件	備考
A	救護施設, 更生施設, 授産施設, 宿所提供施設, 老人ホーム(特養・養護・軽費), 身体障害者療養施設	いずれかに該当するもの。 1. 社会福祉主事資格を有する者。 2. 社会福祉事業に2年以上従事した者。 3. これらと同等以上の能力を有すると認められる者。	A - 3 施設長資格認定講習を終了した者をいう(§53社庶13号局長通知)以下, 認定講習)
B	肢体不自由者更生施設, 重度身体障害者更生援護施設, 失明者更生施設, ろうあ者更生施設, 身体障害者収容授産施設, 重度身体障害者収容授産施設  身体障害者福祉工場	いずれかに該当するもの。 1. 社会福祉主事として5年以上勤務した者。 2. 身体障害者福祉司として3年以上勤務した者。 3. 医師(該当障害に関する診療科の学識を有する)。 4. 養護学校校長又は養護学校教員免許取得者で3年以上の教育・福祉従事(養護・盲・ろうあ)。 5. 長として必要な学識経験を有する者。  1~4上記と同じ 5. 身障福祉に熱意があり, 企業経営の能力又は実績を有する者	B - 5 認定講習 5
C	補装具製作施設 点字出版施設	いずれかに該当するもの。 1. 社会福祉事業に5年以上従事した者。 2. 長として必要な学識経験を有する者。	
D	精神薄弱者援護施設	いずれかに該当するもの。 1. 社会福祉事業に5年以上従事した者。 2. 医師(精神衛生)。 3. 長として必要な学識経験を有する者。	D - 3 認定講習

	適用施設	施設長の資格要件	備考
D	内部障害者更生施設	いずれかに該当するもの。 1. 社会福祉事業に5年以上従事した者。 2. 医師（呼吸器，心臓疾患） 3. 身体障害者福祉司として3年以上勤務した者。 4. 長として必要な学識経験を有する者。	D - 4 認定講習
D	点字図書館	いずれかに該当するもの 1. 社会福祉事業に5年以上従事した者。 2. 図書館法による司書として3年以上勤務した者。 3. 長として必要な学識経験を有する者。	
E	精神薄弱者通勤寮	いずれかに該当するもの 1. 大学において心理学，教育学，社会学を修めて卒業した者 2. 大学入学資格者で，2年以上精神薄弱福祉事業に従事した者 3. 相当の学識経験を有する者	
F	婦人保護施設	いずれも満たすもの 1. 30歳以上で社会福祉主事資格を有する又は社会福祉・更生保護事業に3年以上の経験 2. 素行に関し法令罰則を受けていない者 3. 心身とも健全である者	
G	乳児院，母子寮，養護施設，精神薄弱児施設，虚弱児施設，盲児施設，ろうあ児施設	いずれかに該当するもの 1. 社会福祉主事資格を有する者 2. 児童福祉司資格を有する者 3. 児童福祉事業に2年以上従事した者 4. 健全な心身を有し，児童福祉事業に熱意のある者で，できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者	G - 4 認定講習
H	乳児預り所，保育所，児童厚生施設，肢体不自由児通園施設，精神薄弱児通園施設	1. 健全な心身を有し，児童福祉事業に熱意のある者で，できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者 2. 国公立施設は，さらに児童福祉事業に2年以上従事した者	
I	肢体不自由児施設	1. 整形外科診療に経験を有する医師	
I	重症心身障害児施設	1. 内科，精神科，神経科，小児科，外科，整形外科，理学診療科に経験を有する医師	
J	情緒障害児短期治療施設	1. 精神医学，心理学とくに児童精神医学を専攻，研究し，個人及び集団心理療法の技術を十分に有するもの	

社会福祉施設長の資格要件に関する報告

	適用施設	施設長の資格要件	備考
K	教護院	いずれかに該当するもの 1. 教護にあつた者等教護事業に5年以上従事した者 2. 特別の学識経験を有する者で、厚生大臣が適用と認めたもの。	

表2 新たな福祉施設長の資格要件（改正案）

	適用施設	施設長の資格要件
A	救護施設，更生施設，授産施設，宿所提供施設	下記の要件のいずれも満たすこと。 1. 社会福祉主事任用資格を有する者。 2. 社会福祉事業に5年以上従事した者。 3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」（仮称）を修了した者。
	婦人保護施設	
	特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，軽費老人ホーム	
	補装具製作施設，点字出版施設	同上
B	肢体不自由児施設	下記の要件のいずれも満たすこと。 1. 医師であつて肢体機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する者。 2. 医療事業に5年以上従事した者。 3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」（仮称）を修了した者。
	重症心身障害児施設	下記の要件のいずれも満たすこと。 1. 医師であつて内科，精神科，神経科，小児科，外科，整形外科，理学診療科のいずれかの診療に関して相当の経験を有する者。 2. 医療事業に5年以上従事した者。 3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」（仮称）を修了した者。
C	養護施設，母子寮，保育所，児童厚生施設	下記の要件いずれも満たすこと。 1. 社会福祉主事任用資格又は，児童福祉司任用資格，保母，児童指導員，心理判定員のいずれかの資格を有する者。 2. 社会福祉事業に5年以上従事した者。 3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」（仮称）を修了した者。
	乳児院，乳児預り所，虚弱児施設	下記の要件いずれも満たすこと。 1. 社会福祉主事任用資格又は，児童福祉司任用資格，保母，もしくは小児科の診療に相当の経験を有する医師，看護婦のいずれかの資格を有する者。 2. 社会福祉事業又は，医療事業に5年以上従事した者。 3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」（仮称）を修了した者。
	助産施設	下記の要件いずれも満たすこと。 1. 社会福祉主事任用資格又は，児童福祉司任用資格，保母，助産婦，もしくは小児科の診療に相当の経験を有する医師，看護婦のいずれかの資格を有する者。 2. 社会福祉事業又は，助産事業，医療事業に5年以上従事した点。 3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」（仮称）を修了した者。

適用施設	施設長の資格要件
情緒障害児短期治療施設	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉主事任用資格又は、心理学とくに児童精神医学を専攻・研究し、個人及び集団心理療法の技術を十分に有する者。</li> <li>2. 社会福祉事業又は、情緒障害児治療に関する事業に、5年以上従事した者。</li> <li>3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</li> </ol>
身体障害者療護施設	<p>下記の要件いずれも満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉主事任用資格又は、医師であって内科、精神科、小児科、外科、整形外科、理学診療科のいずれかの診療に関して相当の経験を有する者。</li> <li>2. 社会福祉事業又は、医療事業に5年以上従事した者。</li> <li>3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</li> </ol>
C 肢体不自由者更生施設，重度身体障害者更生施設	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉主事任用資格，身体障害者福祉司任用資格を有する者。又は、医師であって整形外科の診療に相当の経験を有する者。又は、養護学校教諭であって肢体不自由児者教育に相当の経験を有する者。</li> <li>2. 社会福祉事業又は、医療事業，肢体不自由者教育に5年以上従事した者。</li> <li>3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</li> </ol>
失明者更生施設	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉主事任用資格，身体障害者福祉司任用資格を有する者。又は、医師であって眼科の診療に相当の経験を有する者。又は、盲学校教諭であって失明者の教育に相当の経験を有する者。</li> <li>2. 社会福祉事業又は、医療事業，失明者教育に5年以上従事した者。</li> <li>3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</li> </ol>
ろうあ者更生施設	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉主事任用資格，身体障害者福祉司任用資格を有する者。又は、医師であって耳鼻いんこう科の診療に相当の経験を有する者。又は、ろう学校教諭であってろうあ者の教育に相当の経験を有する者。</li> <li>2. 社会福祉事業又は、医療事業，ろうあ者教育に5年以上従事した者。</li> <li>3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</li> </ol>
内部障害者更生施設	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉主事任用資格，身体障害者福祉司任用資格を有する者。又は、医師であって呼吸器，心臓疾患の診療に相当の経験を有する者。</li> <li>2. 社会福祉事業又は、医療事業に5年以上従事した者。</li> <li>3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</li> </ol>
身体障害者収容授産施設，重度身体障害者収容授産施設，身体障害者福祉工場	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 肢体不自由者更生施設，失明者更生施設，ろうあ者更生施設における長と同等の資格を有する者。</li> <li>2. 肢体不自由者更生施設，失明者更生施設，ろうあ者更生施設において示すのと同等の経験を有する者であって、授産事業もしくはそれに類似する事業に1年以上従事した者。</li> <li>3. 「社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</li> </ol>

社会福祉施設長の資格要件に関する報告

	適用施設	施設長の資格要件
	肢体不自由児通園施設, 肢体不自由児療護施設	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <p>1. 肢体不自由者更生施設における長と同等の資格を有する者。又は, 児童福祉司任用資格を有する者。</p> <p>2. 肢体不自由者更生施設に示すのと同等の経験を有する者。</p> <p>3. 社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</p>
	失明者更生施設	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <p>1. 失明者更生施設における長と同等の資格を有する者。又は, 児童福祉司任用資格を有する者。</p> <p>2. 失明者更生施設に示すのと同等の経験を有する者。</p> <p>3. 社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</p>
C	ろうあ児施設, 難聴幼児通園施設	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <p>1. ろうあ者更生施設における長と同等の資格を有する者。又は, 児童福祉司任用資格を有する者。</p> <p>2. ろうあ者更生施設に示すのと同等の経験を有する者。</p> <p>3. 社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</p>
	精神薄弱者援護施設	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <p>1. 社会福祉主事任用資格, 精神薄弱者任用資格又は, 児童指導員, 保母のいずれかの資格を有する者。又は, 医師であって精神衛生に関して相当の経験を有する者。又は, 養護学校教諭であって精神薄弱者教育に相当の経験を有する者。</p> <p>2. 社会福祉事業又は, 医療事業, 精神薄弱者教育に5年以上従事した者。</p> <p>3. 社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</p>
	精神薄弱児施設, 精神薄弱児通園施設, 第二種自閉症児施設	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <p>1. 精神薄弱者援護施設における長と同等の資格を有する者。又は, 児童福祉司任用資格, 心理判定員のいずれかの資格を有する者。</p> <p>2. 精神薄弱者援護施設に示すのと同等の経験を有する者。</p> <p>3. 社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</p>
	点字図書館	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <p>1. 社会福祉主事任用資格又は, 図書館法第4条に規定する司書の資格を有する者。</p> <p>2. 社会福祉事業又は, 図書館司書として, 5年以上従事した者。</p> <p>3. 社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</p>
	教護院	<p>下記の要件のいずれも満たすこと。</p> <p>1. 社会福祉主事任用資格又は, 教護の資格を有する者。</p> <p>2. 教護事業に5年以上従事した者。</p> <p>3. 社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者。</p>

- (注) 1. 各資格要件を示す記述は, 現行規程を参考にしているが, 表現上, 理解しにくいところについては, 適正な修正を要するものとする。
2. 各要件中の〔1〕に二以上の資格を記している場合は, いずれもそのうちの一つを有すれば良いものとする。
3. 本表にない福祉施設については, 各施設に関連する業種(本表中の)施設に準用するものとする。

### 3. 各資格要件の内容について

#### (1) 基礎資格

##### 社会福祉主事任用資格について

ここにいう「社会福祉主事任用資格」は、大学及び短期大学における社会福祉学部・学科・専攻又は、社会福祉主事養成機関・社会福祉主事資格認定講習課程等で、社会福祉専門科目を履修・卒業した者であることが望ましい。

従って、社会福祉の専門科目を履修していない社会福祉主事いわゆる「三科目主事」については、施設長となる前に、社会福祉主事養成機関等において社会福祉主事資格を取得しておくことが望ましい。

社会福祉主事以外の基礎資格は、施設業種に相応して、医師、看護婦、保母、養護学校・盲学校・ろう学校各教諭、児童福祉司、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、児童指導員、生活指導員、心理判定員、図書館司書、助産婦、教護などである。

#### (2) 社会福祉事業経験について

ここでいう社会福祉事業経験については、社会福祉施設における経験の外、社会福祉行政、医療社会事業、司法福祉、社会福祉協議会等における地域福祉事業経験及び社会福祉施設に関する臨床研究・教育の経験を含むものとする。

前項(1) - でいう基礎資格に該当する場合は、その資格分野による事業経験を社会福祉事業経験と同等に扱うものとする。

#### (3) 「社会福祉施設長資格認定講習課程（仮称）」について

いずれの基礎資格による場合も、全員が施設長として必要な基本理念、専門知識等を所定の講習会（「社会福祉施設長資格認定講習課程」仮称）において履修するようにすること。

同講習課程の受講については、施設長就任前又は、就任後2年以内に受講しなければならない。

なお、本講習課程の履修科目、内容、時間数等については、厚生大臣が指定するものとし、すでに厚生省委託事業として実施されて

いる社会福祉研修センターの「社会福祉施設長資格認定講習課程」の内容を見直し、位置づけをすること、ならびにその社会福祉団体等が実施主体となることも考えられる。

#### 「社会福祉施設長資格認定講習課程（仮称）」の科目例

本委員会においては、科目例として以下のものがあげられたが、科目内容・時間数等については、今後の検討課題として残された。

表3 「社会福祉施設長資格認定講習課程（仮称）」科目例

	社会福祉施設専門科目	
	必修	選択
科目	社会福祉施設長論 社会福祉施設運営論 ・人事管理論 ・財務管理論 ・業務管理論 社会福祉施設処遇論 「施設と地域社会」 など 6科目	施設業種に関連して 数科目を選択する) 現代老人福祉論 現代障害福祉論 現代児童福祉論 現代家族福祉論 現代保育原理論 など 2科目

また、社会福祉主事任用資格者のうちいわゆる「三科目主事」に該当する者（社会福祉主事資格認定講習課程を履修していない者）及び社会福祉主事以外の各種基礎資格（(1) - ）に該当する者については、表4の社会福祉基礎科目の追加履修をとるものとする。

表4 「追加履修科目」（科目例）

	(追加学習) 社会福祉基礎科目
科目	社会 保障 概 論 社会 福 祉 概 論 (社会福祉の思想及び倫理を含む) 社会福祉行政論 社会福祉方法論 地 域 福 祉 論 など

以上に述べてきた基礎資格と講習課程を組み合わせた履修の状況は表5ようになる。

社会福祉施設長の資格要件に関する報告

表5 社会福祉基礎資格別社会福祉施設長資格認定講習等の位置づけ

講習課程 基礎資格	社会福祉 主事 養成課程	施設長資格 認定講習課程	
		施設専門 科目	基礎科目
1. 社会福祉主事 任用資格所有者 社会福祉学 部・学科、養 成機関卒)		履修する	
2. 社会福祉主事 任用資格所有者 (三科目主事) 3. 他の基礎資格 所有者 (医師、保母、 看護婦、養 護・盲・ろう 学校教諭、教 護、各種福祉 司、児童・生 活指導員等)		履修する	追加) 履修する
4. 基礎資格に該 当しない者 (一般短大、高 卒等)	履修する	履修する	

表6 (経過措置)所持資格・経験年数別履修科目

経験年数 所持資格	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
・社会福祉主 事任用資格 所有者(三 科目主事 を含む) ・他の基礎資 格者	認定講習」 ・専門科目		
・基礎資格を 有しない者	認定講習」 ・基礎科目 ・専門科目	認定講習」 ・専門科目	
・福祉施設士  ・現行施設 長資格認定 講習課程を 修了した者			

(注) 本表における「専門科目」とは、「社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)の各科目をさす。

(表3参照)

「基礎科目」とは、表4の「追加履修課程」をさす。

・経過措置について

(1) 以上提案する施設長資格要件は、今後新たに施設長となる者に対し適用するものである。

現に従事する施設長については、以下の経過措置により「施設長資格認定講習課程」(仮称)を受講することにより、同等の要件を満たすものとする。

(2) 経験年数の5年以上の者については、所持する基礎資格を勘案の上、「同講習課程」を免除するものとする。

また、昭和51年度より始められた「福祉施設士講座」及び、昭和53年度より始められた「社会福祉施設長資格認定講習」の修了者については、すでに施設専門科目を相当程度履修しているので追加学習の対象としない。

全社協総合企画委員会

社会福祉施設長資格検討小委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	役職名	委員会役職
仲村 優一	日本社会事業大学 教授	座長・総合企画委員
重田 信一	全国社会福祉協議会 参与	総合企画委員
森田 信行	全国保育協議会 副会長 大阪・花園保育園 園長	総合企画委員
二木 武	乳児福祉協議会 会長 東京・都立母子保健院 院長	結合企画委員
山村 三郎	厚生事業協議会・授産施設協議会 常任協議員 静岡・天竜厚生会 事務局長	専門委員
儀賀 精二	老人福祉施設協議会 常任協議員 神奈川・敬愛寮 寮長	専門委員
妹尾 正	前, 国立秩父学園 園長	専門委員
秋山 智久	明治学院大学 教授	専門委員